

連載

保健師助産師看護師法の改正と保健師教育の展望(9)

「国家資格としての保健師教育と基盤となる公衆衛生看護学の展望」

聖路加看護大学看護学部 麻原きよみ

1. はじめに

保健師助産師看護師法の改正と保健師教育の展望の連載は今回で終了である。この連載を通して、保健師教育のあり方を考えてきた。看護系大学の急増に伴う保健師教育の問題に向き合い、対応を検討することは、私たちが改めて「保健師とは何か」、「公衆衛生看護学とは何か」を問い直し、明確化する過程であったように思う。

ここでは、①国家資格としての保健師、②保健師教育の展望、③公衆衛生看護学の展望、について述べたい。

2. 国家資格としての保健師

現在、保健師の資格教育は約95%が大学で行われている。保健師教育に関する国の検討会から関係学会・団体、各大学でのカリキュラム改正に関する検討に至るまで、看護学には地域看護学が含まれるのだから、看護師に加えて保健師国家試験受験資格が与えられてしかるべきとする学問領域と資格取得の基準に関する考え方が混在した議論に至ることが多い。さらに、少子社会において大学での受験生獲得競争が激化する中で、保健師資格が受験生獲得の「手段」とみなされる場合もある。長年、保看護統合カリキュラムを行ってきたことから、大学においては保健師国家試験受験資格を「手放す」ことへの抵抗が大きいのではないかと推察する。

しかしこれらの議論には、国家資格取得者が貢献すべき国民の姿が見えない。国家資格とは、国家が定めた特定の知識、技能の基準を満たしていることを確認された上で（国家試験）、国家によって与えられるものであり、その国家とは国民の基本的人権を保障し、国民の福祉の向上をめざすものである。すなわち、国家資格とは国民の福祉に貢献するために国から与えられるものであり、保健師教育においてまず考えなければならないのは、国民のためにその福祉に貢献できる国家資格者の教育ができるか否かであると思う。混沌とした看護基礎教育に関する議論の中で、最終的に合意が得られるとすれば、国

民のためにどのような保健師を育てるかの視点であろう。看護学における専門領域の位置づけや大学存続のための戦略では、決して合意は得られない。一方で、実践現場で働く保健師にとっても、国家資格のあることが保健師としてのアイデンティティを高める要因となっているのである¹⁾。

3. 保健師教育の展望

保健師教育における技術項目と到達度に関する研究²⁾を実施した際に、設定された質問内容の範囲を超えて記載されたあまりにも多くのコメントを目にし、教育機関の教員の保健師教育充実への叫びと現場の保健師の失望と諦めを感じ取った。今までの連載ですでに述べられてきたように、私は保健師教育には、看護師教育修了後に1年以上の教育が必要であることに異論はない。

現在、大学院で保健師資格をもつ学生、さらに保健師経験のある学生を教育する中で、学生が保健師に特徴とされる技術にとらわれ、物事の本質をとらえようとしないう姿に愕然とすることがある。たとえば、特定の事業を「いかに実施するか」に焦点がそそがれ、「家庭訪問」、「グループ支援」といった支援方法あるいは技術を「実施すること」が保健師の専門性と学生が無意識に置き換えていると感じることがある。そのことでコミュニティの変化に応じて活動する自由な発想が制約されてしまっている。これからの保健師教育は、特に以下の能力の育成が必要であり、そのためには大学院教育が必要であると考える。

1) 根拠に基づく系統的実践能力を育成する

(1) 物事の本質をつかむ

根拠をとらえるには、もととなる存在をとらえる必要がある。現象の本質をとらえることで、支援対象の状況に応じた効果的な保健師実践が可能となる。本質とは「その物事がそれ以外のものでないことを示す根本的な性質（類語新辞典）」である。たとえば、介護予防事業において「健康教育」や「健康相談」技術が使われるかもしれないが、それらは

必ずしもその事業の「根本的な性質」ではない。その事業における本質とは、他の事業とは異なるその事業以外にはあり得ない固有の特徴である。この事業の場合は、「特定の町の65歳以上の人々が要介護状態にならないように、健康を維持・増進する」という事業の目的であり、それを具体化した目標であるだろう。事業の目的・目標さえつかめば、方法や技術はコミュニティの実情に応じて多様な選択肢が考えられる。また、個別事例において本質を捉えることも重要である。保健師の対象となる個人や家族は多様で複雑な問題を抱えている場合が多い。また、保健師の対象であるコミュニティは多面性をもち、無数の要因が関連している。保健師には、対象となる人々の「問題は何か」、「本当の思いは何か」をつかむことのできる能力が必要である。「本質をつかむ」とは、共通するものと異なるものを見極める力であり、自身の思い込みに基づく一面的視点に依存することなく、多角的に捉えることのできる力である。この能力はあらゆる保健師実践の基盤となる。

(2) 現象を言語化する

言語化できる能力とは、自身の考えを言葉や文章としての的確に表現することができることである。そのためには、伝えたい内容が明確であること、すなわち本質をつかんでいる必要があり、くわえて筋道を立てて論理的に述べる技術が必要となる。

(3) 科学的探究方法を身につける

専門職の行為には「根拠」が必要である。社会集団を対象とする保健師は、事業という形態で公衆衛生サービスを提供することが多く、個人・家族に対応した時みられるような直接的効果は目に見えにくい。しかし、社会集団を対象とし、結果の影響範囲が大きいからこそ、効果が得られる確実性の高いエビデンスのある事業計画・実施が必要である。保健師は専門職として、エビデンスを探して吟味し、実践に活用できる能力が必要と考える。また、これら事業をきちんと評価して事業の修正および市民への説明責任を果たす必要がある。事業は介入研究そのものである。事業の効果をみるには研究方法に関する知識と実施できる基礎的能力が不可欠である。

2) 倫理的能力の育成

保健師活動は、住民や他の専門職など、多くの人々との関係性の中で、人々の健康と福祉、安寧のために行われる倫理的な活動である。日常実践の中で保健師が直面する倫理的問題は臨床場面とは異なった特徴をもつ場合が多く、とりわけ保健師の行うケアマネジメント技術は倫理的問題解決技術そのものである。倫理的問題は専門的知識だけでは対応できるものではなく、「倫理的に知り、見て、振り返り、

行動し、倫理的にある」能力が必要である³⁾。倫理的な能力は専門職としての能力の発達過程で必然的に現れ育成される能力ではないため、それを育成するための教育が必要となる³⁾。倫理的判断や行動は、「保健師として何をすべきか」、「保健師とは何か」という行動やあり方が基準となるため、倫理的能力を育み、道徳的・倫理的視点を認識した活動と研究の蓄積により、保健師個人においては保健師としてのアイデンティティを育み、公衆衛生看護学としては専門職グループによって導かれた固有の道徳的信念・態度・基準の明確化を促進することができる。さらに、社会集団を対象とする保健師活動は、保健サービスを誰にどのように分配するのか、対象、方法および内容等について、後に触れる政治哲学など基盤となる考え方の理解が不可欠であると考えられる。

3) 柔軟性と創造力を育む

原理原則を踏まえて実践するならば、特定のものを除いて、対象の状況に応じて保健師実践は限りないやり方の可能性があるのではないだろうか。むしろ多様で複雑な側面をあわせ持つ個人・家族、社会集団といった保健師の支援対象の状況に応じ、実践方法をつくり出せることが、日々、変化し続ける対象に対応することを可能にする。保健師には柔軟な発想と創造力の育成が必要と考える。

4) これらの能力を育成するために

大学院生の教育経験を通して、これらの能力は短期間で獲得できないと考えている。年単位のある程度まとまった期間に集中し、日々、否応なしに現象を定義し言語化することを求められ続けるプロセスを通して育成されていくと考える。時限付きの中で課題を達成することを通して、学生自身が設定する知識許容と行動可能な範囲の限界を拡大することができると思う。また、このようなすべての能力の獲得には、研究という科学的体系的な探求プロセスを踏むことが最も有効な方法の一つと考える。さらに、月単位のまとまった期間、学生が実践現場で、自らの問題意識と目的を持ち、アセスメントから計画・実施・評価まで一連の過程を、頭と体を使って主体的に実践する実習が不可欠である。

一方、このような教育を行うためには、教員自身が特定の技術や方法にとらわれることなく多角的に現象を捉え、本質をつかみ、新たな知識や実践方法を創造しようとする姿勢が必要なことは言うまでもない。

4. 学問としての公衆衛生看護学の展望：理論的基盤の明確化と生成

公衆衛生がそうであるように、公衆衛生看護は学

問 (science) であり実践方法 (art) である。公衆衛生看護学が学問であるためには、保健師実践を説明する体系的な知識を構築する必要がある。従来、保健師技術によって公衆衛生看護領域の範囲を定める場合が多く、それら技術相互を有機的に関連づける理論的基盤は十分に明示されてこなかったように思う。私は公衆衛生看護学の理論的基盤を明確にすることと、固有の理論基盤を生成することが必要だと考えている。次はその例である。

2010年米国公衆衛生学会年次集会のテーマは「社会的公正, Social Justice」である。集会のHP上ではこれを公衆衛生の「heart」であり「core value」であるとしている。公衆衛生看護の基盤は公衆衛生であり、対象は「社会集団」であり、その集団の「すべての人々の健康を守り高める」ことをめざしている。では、さまざまな健康レベルにある多様な社会集団の人々に対し、どのような基準に基づいて公衆衛生サービスを提供したらよいのか。「社会的公正」は公衆衛生実践のための原理の1つであり、ルールを示すものである。しかしこれには、何をもちいて公正とするのか、その基盤となる考え方が必要になる。いくつかの考え方(哲学)がある中で Beauchamp と Childress⁴⁾は、保健医療における公正の原理について、保健医療といった人々が生涯必要とする基本財は人々によって平等にアクセスできなければならないし(アクセスできる機会を平等に保障する)、分配はニーズに基づいて行われるとしている。これは公衆衛生サービス分配の基準を示すとともに、「すべての人々が健康である社会」実現のための条件でもある。社会的公正原理を導入し機能させるのは、このような社会を実現するための手段としての政治であり、公衆衛生は政治の一機能でもある。このように、社会的公正原理とそれを実行するための基盤となる考え方を公衆衛生看護の理論的基盤とすることで、家庭訪問や健康相談、施策化、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチなど個別の技術が実践原理に基づいて関連付けて説明することができる。また、公衆衛生看護の対象である社会集団の理解を容易にし、保健師技術や活動の基盤が明確になることで、保健師自身および他職種の保健師に対する理解が促進すると考える。さらに、公正の原理を用いれば、社会集団の人々と保健師の協働が、サービス提供の結果に至る手続きの公平性を示す手段としての意味から理解することも可能になる。

看護学になじみのある看護理論で考えてみよう。看護理論においては、人間、健康、環境(社会)、

看護が主要概念であることは共通理解が得られており、これら概念の相互の関連性を述べることで看護現象が説明される。公衆衛生看護の特徴はその対象にある。今まで、公衆衛生の対象である「社会集団」は、「集団の特性を共有する人々」と定義されることが多かったように思う。しかし、たとえば社会集団の構成員である人々を「自由で平等な互恵的利益のために、政治的社会的にコミットメントする公正な協働システムの構成員⁵⁾」と定義することで、社会システムに関わり、義務と責任を有する能動的な人格として「人々」を示すことができるだろう。そしてこのような定義に基づいて公衆衛生看護を説明することで、社会システムとの関連から保健師活動の理念や位置づけ、その特徴を示すことができると考える。

公衆衛生看護学が学問として発展するためには、公衆衛生看護実践の解明や効果に関する研究が促進され、その知見を蓄積していくこと、および公衆衛生看護に関する理論的基盤、理論生成について議論を深めていく必要があると考える。

5. おわりに

すべての人々が健康で幸せに生活できる社会の実現のために、保健師が健康に関する不平等を的確にアセスメントして対応し、施策に確実に反映する。そして、社会集団の人々と他職種から信頼を得て、公衆衛生の専門職として自信をもって活動してほしい。これが私の夢である。それを夢で終わらせることなく実現するために、今が保健師の質を担保する基礎教育変革の時である。

文 献

- 1) 根岸 薫, 麻原きよみ, 柳井晴夫. 「行政保健師の職業的アイデンティティ尺度」の開発と関連要因の検討. 日本公衛誌 2010; 57(1): 27-38.
- 2) 麻原きよみ, 大森純子, 小林真朝, 他. 保健師教育機関卒業時における技術項目と到達度. 日本公衛誌 2010; 57(3): 184-194.
- 3) Davis A, Tschudin V, Raeve L. 看護倫理を教える・学ぶ 倫理教育の視点と方法 [Essentials of Teaching and Learning in Nursing Ethics Perspectives and Methods] (小西恵美子, 監訳.) 東京: 日本看護協会出版会, 2008; 185-206.
- 4) Beauchamp TL, Childress JF. Principles of Biomedical Ethics. New York: Oxford, 2009; 240-287.
- 5) Rawls, J. 公正としての正義 再説 [Justice as Fairness A Restatement] (田中成明, 亀本洋, 平井亮輔訳.) 東京: 岩波書店, 2007; 3-237.